平成２７年（フ）第７１６号
堺市西区鳳西町１丁88番地15
債務者　竹林　　宏
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２８号
大阪府富田林市錦織東３丁目12番10号―206
債務者　八幡　　学
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７５１号
堺市西区鳳東町７丁771番地７
債務者　金谷　理絵
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
茨城県つくば市谷田部4073―７　秋田住宅Ｅ号、住民票上の住所茨城県つくば市東丸山32番地
債務者　渡邊　由美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第９４号
群馬県邑楽郡大泉町坂田７丁目15番22号
債務者　金田　孝生
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第９５号
群馬県邑楽郡大泉町坂田７丁目15番22号
債務者　金田　光子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３３７号
愛知県一宮市浅井町西海戸字東屋敷440番地２　グランルージュ203号
債務者　吉田　明弘
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８号
和歌山県日高郡由良町大字畑96番地
債務者　前田　美雪
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２７年（フ）第５２号
岡山県真庭市美甘4039番地、前住所鳥取県米子市角盤町４丁目129番地ラフェスタ角盤601号
債務者　國本　健太
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１０６１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目17番16―403号　東峰マンションリバーステージ那珂川
債務者　中禮　愛子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８８号
福岡市西区下山門３丁目11番18号
債務者　福地　賢太
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６３号
福岡市城南区片江１丁目７番４―201号
債務者　市井　　茜
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６４号
福岡市中央区赤坂２丁目５番53―501号
債務者　橋本　悦子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１６５号
福岡市博多区那珂４丁目25番１―307号
債務者　梅田　昇一
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１７０号
福岡県古賀市舞の里３丁目12番11号　ヴィラ舞の里Ⅱ11番館201号
債務者　片渕香麻里
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１７１号
福岡市博多区山王１丁目18番１号
債務者　生野　剛史
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１７４号
福岡県朝倉市楢原742番地３
債務者　向野　広文
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部